



埼玉県報

第 3034 号
平成 30 年(2018 年)
9 月 4 日
火曜日

目次

告示

- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- 地籍調査の成果の認証（土地水政策課）
- ハンドル式移動棚等に関する落札者等の公示（入札課）
- 展示ケース等に関する落札者等の公示（入札課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく要措置区域の指定（水環境課）
- 土壌汚染対策法の規定に基づく形質変更時要届出区域の指定（水環境課）
- 平成 30 年度後期技能検定の実施（産業人材育成課）
- 平成 30 年度後期技能検定における受検手数料減額措置の実施（産業人材育成課）
- 羽尾表前土地改良区の解散認可（農村整備課）
- 県営土地改良事業寺の前池地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業）緊急耐震工事計画の決定及び計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 東松山都市計画に関する公聴会の開催（都市計画課）
- 東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの縦覧（都市計画課）
- 埼玉県議会だよりの新聞折り込み及び配布業務に関する落札者等の公示（政策調査課）

告 示

埼玉県告示第九百五十二号

飯能市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

調査を行った者の名称	調査を行った時期	成果の調査を行った地区	承認
飯能市	平成二十八年度	地籍図三十一枚	双柳第七地区（平成三十年八月三十日）
	平成二十九年度	地籍簿一冊	大字双柳の一部

告示

埼玉県告示第九百五十三号

加須市における地籍調査の成果を、国土調査法（昭和二十六年法律第八十号）第十九条第二項の規定により国土調査の成果として認証したので、同条第四項の規定により次のとおり公告する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上田清司

加須市	平成二十八年度	地籍図二十六枚	飯積Ⅰ地区（飯積の一部、麦倉の一部）	平成三十年八月
調査を行った者の名称	調査を行った時期	地名	称地	区年月日
				証

告 示

埼玉県告示第九百五十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
ハンドル式移動棚等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立文書館
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4 丁目 3 番18号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 8 月24日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社ムトーセーフ 浦和支店
埼玉県さいたま市浦和区常盤 9 丁目22番14号
- 5 落札金額
60,426,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年 6 月22日

告 示

埼玉県告示第九百五十五号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 1 購入等件名及び数量
展示ケース等 一式
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
埼玉県立文書館
埼玉県さいたま市浦和区高砂 4 丁目 3 番 18 号
- 3 落札者を決定した日
平成30年 8 月 24 日
- 4 落札者の氏名及び住所
株式会社広野
埼玉県さいたま市桜区南元宿 2 丁目 15 番 5 号
- 5 落札金額
35,100,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 7 入札の公告を行った日
平成30年 6 月 22 日

告 示

埼玉県告示第九百五十六号

土壤汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第六条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、当該汚染による人の健康に係る被害を防止するため当該汚染の除去等の措置を講ずることが必要な区域（以下「要措置区域」という。）を次のとおり指定する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 要措置区域

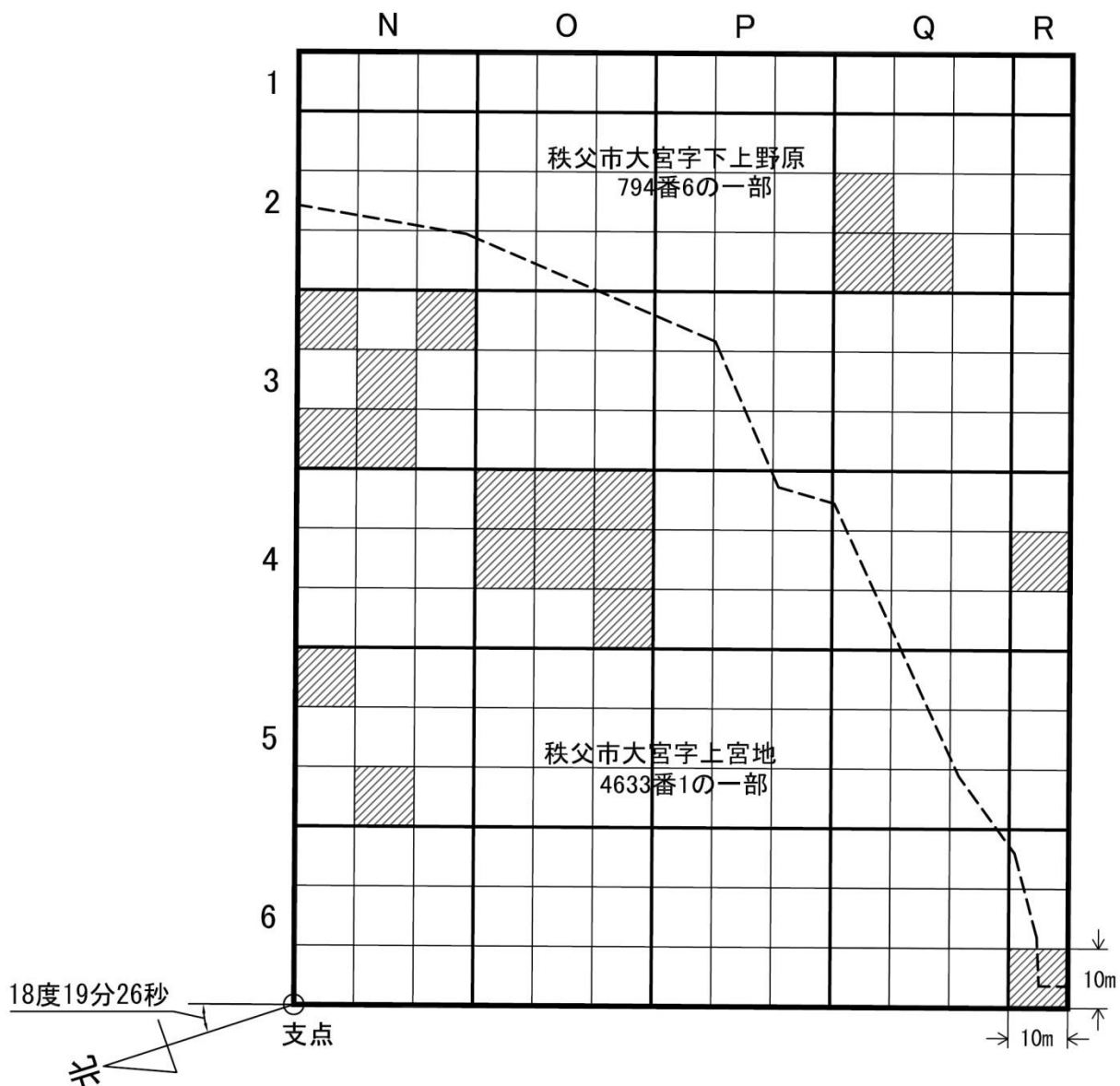
別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）

二 土壤汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類

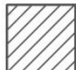
六価クロム化合物

三 講ずべき指示措置

原位置封じ込め又は遮水工封じ込め



【凡 例】

- 地番境界
- 敷地境界
-  要措置区域

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

埼玉県告示第九百五十七号

土壌汚染対策法（平成十四年法律第五十三号）第十一条第一項の規定により、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならぬ区域（以下「形質変更時要届出区域」という。）を次のとおり指定する。

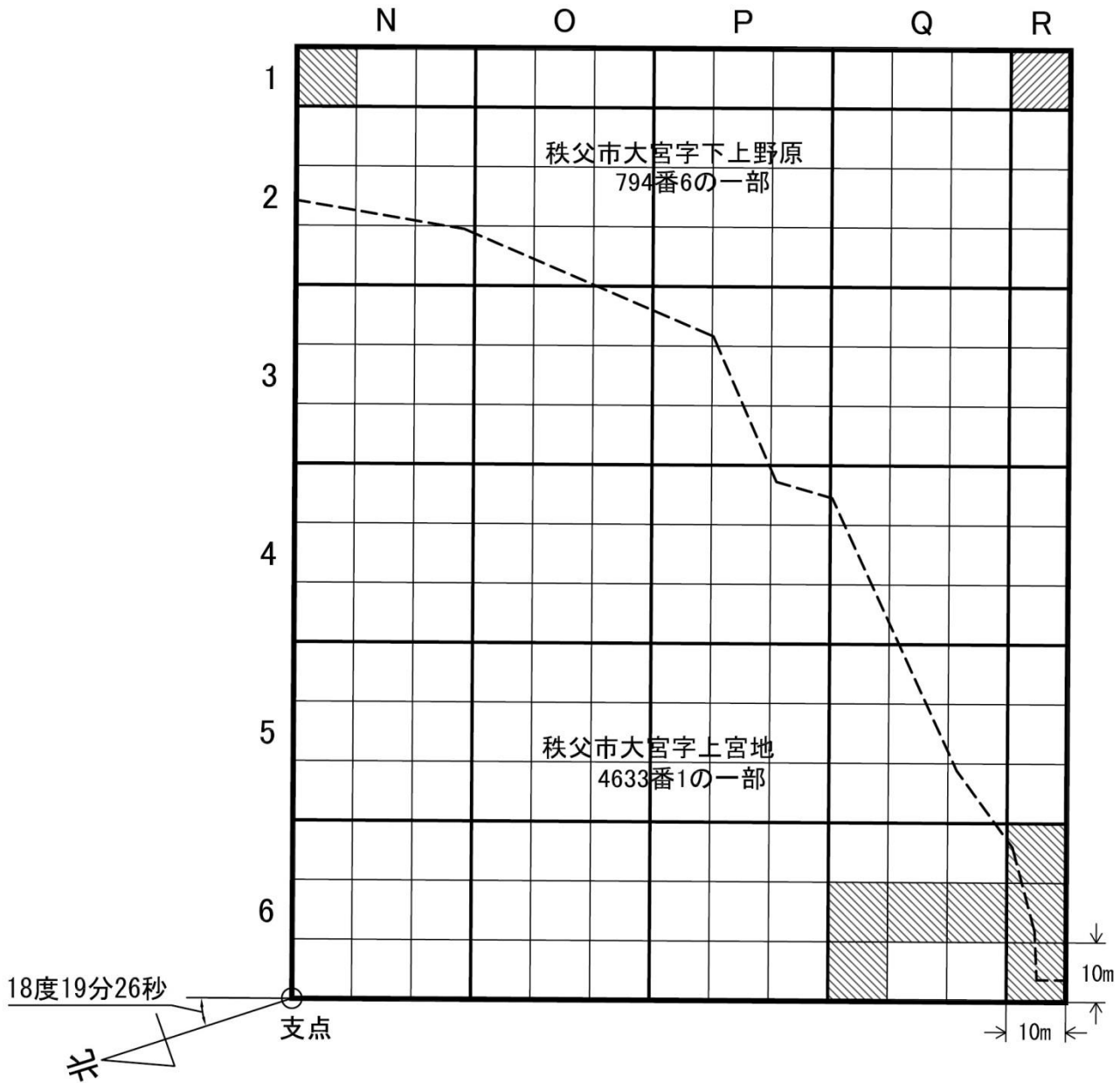
平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 形質変更時要届出区域

別図のとおり（埼玉県秩父市大宮字下上野原七百九十四番六の一部及び字上宮地四千六百三十三番一の一部）


二 土壌汚染対策法施行規則（平成十四年環境省令第二十九号）第三十一条第一項の基準に適合していない特定有害物質の種類
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

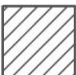


【凡 例】

--- 地番境界

— 敷地境界

 形質変更時要届出区域〈ふっ素（溶出量）〉

 形質変更時要届出区域〈砒素（溶出量）〉

【起 点】

起点は、秩父市大宮字上宮地4633番1の一部の内、改変範囲の最北端とする。
格子の回転角度：18度19分26秒

告 示

埼玉県告示第九百五十八号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十六条第三項の規定により、平成三十年度後期技能検定の実施について次のとおり公示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 実施等級別職種

イ 特級

鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造

ロ 一級及び二級

鍛造（ハンマ型鍛造作業）、工場板金（機械板金作業、数値制御タレットパンチプレス板金作業）、金属ばね製造（線ばね製造作業）、機械検査（機械検査作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、半導体製品製造（集積回路チップ製造作業、集積回路組立て作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、自動販売機調整（自動販売機調整作業）、鉄道車両製造・整備（走行装置整備作業、鉄道車両点検・調整作業）、時計修理（時計修理作業）、内燃機関組立て（量産形内燃機関組立て作業）、空気圧装置組立て（空気圧装置組立て作業）、油圧装置調整（油圧装置調整作業）、農業機械整備（農業機械整備作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、石材施工（石材加工作業）、パン製造（パン製造作業）、菓子製造（洋菓子製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（塩化ビニル系シート防水工事作業、改質アスファルトシートトーチ工法防水工事作業）、樹脂接着剤注入施工（樹脂接着剤注入工事作業）、ガラス施工（ガラス工事作業）、機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）、金属材料試験（組織試験作業）、塗装（鋼橋塗装作業）及び舞台機構調整（音響機構調整作業（二級のみ））

ハ 三級

造園（造園工事作業）、機械加工（普通旋盤作業）、機械検査（機械検査作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（シーケンス制御作業）、時計修理（時計修理作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、配管（建築配管作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）及び機械・プラント製図（機械製図手書き作業、機械製図CAD作業）

二 単一等級

電子回路接続（電子回路接続作業）

二 試験の方法

実技試験及び学科試験

三 実施期日、実施場所及び試験問題の公表

イ 実技試験

(1) 実施期日

平成三十年十二月三日（月）から平成三十一年二月十七日（日）までの間において、埼玉県職業能力開発協会（以下「協会」という。）が指定する日

(2) 実施場所

協会が指定する場所

(3) 試験問題の公表

平成三十年十一月二十六日（月）に協会事務所で公表する（一部の職種を除く。）。

ロ 学科試験

(1) 実施期日

次の表の検定職種の欄に掲げる職種に応じ、同表の実施期日の欄に掲げる日

検 定 職 種	実 施 期 日
<p>一 一級及び二級 鍛造、機械検査、電気機器組立て、内燃機関組立て、婦人子供服製造、配管、型枠施工、ガラス施工及び金属材料試験</p> <p>二 二級 電気機器組立て、配管</p>	<p>平成三十一年一月二十七日（日）</p>

<p>一 特級 鑄造、金属熱処理、機械加工、放電加工、金型製作、金属プレス加工、工場板金、めっき、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、半導体製品製造、プリント配線板製造、自動販売機調整、光学機器製造、内燃機関組立て、空気圧装置組立て、油圧装置調整、建設機械整備、婦人子供服製造、紳士服製造、プラスチック成形及びパン製造</p> <p>二 一級及び二級 工場板金、自動販売機調整、鉄道車両製造・整備、時計修理、油圧装置調整、農業機械整備、冷凍空気調和機器施工、石材施工、パン製造、防水施工及び機械・プリント製図</p> <p>三 三級 造園、時計修理、冷凍空気調和機器施工及び機械・プリント製図</p>	<p>平成三十一年二月三日（日）</p>
<p>一 二級 舞台機構調整</p>	<p>平成三十一年二月六日（水）</p>
<p>一 一級及び二級 金属ばね製造、半導体製品製造、プリント配線板製造、空気圧装置組立て、菓子製造、建築大工、かわらぶき、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、樹脂接着剤注入施工及び塗装</p> <p>二 三級 機械加工、機械検査、電子機器</p>	<p>平成三十一年二月十日（日）</p>

組立て、建築大工、かわらぶき及び鉄筋施工	
三 単一等級	
電子回路接続	

(2) 実施場所

協会が指定する場所

四 受検申請の手続

イ 提出書類

- (1) 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）
- (2) 運転免許証、健康保険の被保険者証その他の申請者の氏名及び生年月日を
確認するため知事が適当と認める書類又はその写し
- (3) 実技試験又は学科試験の免除を受けようとする者にあつては、その資格を
証する書面

(4) 手数料の払込みを証する書面

ロ 提出先

協会

埼玉県さいたま市浦和区北浦和五丁目六番五号（郵便番号三三〇一〇〇七四）

ハ 受付期間

平成三十年十月一日（月）から平成三十年十月十二日（金）まで

ニ 受検申請に関する注意

- (1) 申請書の用紙及び受検案内は、協会で交付する。
なお、これらの書類を郵送で求める場合は、受検しようとする等級を明記
し、切手百四十円分を同封して請求すること。
- (2) 申請書を郵送する場合は、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱
書すること。
- (3) 郵送による申請書は、受付期間内の消印のあるものに限り受け付ける。

五 手数料

次に掲げる額の手数料を郵便振替で協会に納付すること。ただし、実技試験又は学科試験の免除を受ける者にあつては、当該免除を受ける試験に係る手数料の納付を要しない。

なお、受検申請を受け付けた後は、申請を取り消した場合又は試験を受けなかった場合でも手数料は返還しない。

イ 実技試験

- (1) 特級 一万七千九百円

(2) 一級、二級、三級及び単一等級

検 定 職 種	手 数 料
鍛 造	一万七千九百円
工場板金	一万七千九百円
金属ばね製造	一万七千九百円
機械検査	一万七千九百円（一万九千九百円）
電気機器組立て	一万七千九百円（一万九千九百円）
半導体製品製造	一万七千九百円
プリント配線板製造	一万七千九百円
自動販売機調整	一万七千九百円
鉄道車両製造・整備	一万七千九百円
時計修理	一万七千九百円（一万九千九百円）
内燃機関組立て	一万七千九百円
空気圧装置組立て	一万七千九百円
油圧装置調整	一万七千九百円
農業機械整備	一万七千九百円
冷凍空気調和機器施工	一万七千九百円（一万九千九百円）
婦人子供服製造	一万七千九百円
石材施工	一万七千九百円
パン製造	一万七千九百円
菓子製造	一万七千九百円
建築大工	一万七千九百円（一万九千九百円）

かわらぶき	一万七千九百円（一万九千九百円）
配管	一万七千九百円（一万九千九百円）
型枠施工	一万七千九百円
鉄筋施工	一万七千九百円（一万九千九百円）
コンクリート圧送施工	一万七千九百円
防水施工	一万七千九百円
樹脂接着剤注入施工	一万七千九百円
ガラス施工	一万七千九百円
機械・プラント製図	一万七千九百円（一万九千九百円）
金属材料試験	一万七千九百円
塗装	一万七千九百円
舞台機構調整	一万七千九百円
造園	一万七千九百円（一万九千九百円）
機械加工	一万七千九百円（一万九千九百円）
電子機器組立て	一万七千九百円（一万九千九百円）
電子回路接続	一万七千九百円

備考 手数料の欄の（ ）内の額は、平成十二年埼玉県告示第四百十一号に定める者に適用する。

ロ 学科試験（全職種）
三千百円

六 合格発表及び通知

イ 技能検定合格者の発表

平成三十一年三月十五日（金）に埼玉県庁本庁舎一階南玄関の掲示板に掲示するほか、協会から合格者に対し書面で通知する。

ロ 実技試験又は学科試験の合格通知

協会から合格者に対し書面で通知する。

七 その他

この技能検定に関し不明な点は、埼玉県産業労働部産業人材育成課又は協会に問い合わせること。

告 示

埼玉県告示第九百五十九号

埼玉県手数料条例（平成十二年埼玉県条例第九号。以下「条例」という。）第四条の規定により、平成三十年埼玉県告示第九百五十八号（平成三十年度後期技能検定の実施）により公示する技能検定に係る条例別表産業労働部の項第十二号金額の欄イに規定する手数料（在校生（知事が別に定める者をいう。）が三級を受検する場合の手数料を含む。）を、同告示第五号イの規定にかかわらず、次のとおり減額する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

次に掲げる要件のいずれにも該当する者に係る手数料については、九千円を減額する。

- 一 二級又は三級の実技試験を受検すること。
- 二 平成三十年四月一日において三十五歳未満であること。
- 三 出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）別表第一の上欄の在留資格をもって在留する者でないこと。

告 示

埼玉県告示第九百六十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第六十七条第二項の規定により、次の土地改良区の解散を平成三十年八月二十九日認可した。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 名称

羽尾表前土地改良区

二 事務所所在地

滑川町

告 示

埼玉県告示第九百六十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十七条の四第一項の規定により県営土地改良事業寺の前池地区（農業水路等長寿命化・防災減災事業）緊急耐震工事計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及び当該緊急耐震工事計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

一 縦覧期間

平成三十年九月五日から

平成三十年十月五日まで

二 縦覧場所

吉見町役場

告 示

埼玉県告示第九百六十二号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第十六条第一項の規定により、都市計画に関する公聴会を開催するので、次のとおり告示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

- 一 都市計画の種類及び名称、公聴会の期日、時間及び場所、公述申出書の提出期間及び提出先並びに都市計画の構想の閲覧期間及び閲覧場所
別記一のとおり
- 二 公述申出書の様式
別記二のとおり
- 三 公聴会に関する問合せ先
 - イ 埼玉県さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一号
埼玉県都市整備部都市計画課
電話 ○四八―八三〇―五三四一
 - ロ 当該都市計画区域に係る市役所又は町役場の都市計画主管課

番号	一	
都市計画 区域名	東松山	
市町村名	東松山市 滑川町 嵐山町 吉見町	
都市計画の 種類及び名称	区域区分	
公聴会 期日及び時間	平成三十年十月十六日午後二時から	
場 所	嵐山町役場町民ホール	
公述申出書 提出期間	平成三十年九月四日から平成三十年九月十八日まで	
提出先	埼玉県都市整備部都市計画課、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課	
都市計画の構想 閲覧期間	平成三十年九月四日から平成三十年九月十八日まで	
閲覧場所	埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県東松山県土整備事務所、東松山市都市計画課、滑川町建設課、嵐山町まちづくり整備課、吉見町まち整備課	

公 述 申 出 書

平成 年 月 日付け埼玉県報に登載された 都市計画
の変更の構想に対して、次のとおり意見を述べたいので
申し出ます。

平成 年 月 日

(宛先)
埼玉県知事

公述申出人

住 所

氏 名 印

連絡先 (電話番号)

年 齢

職 業

意見の要旨及びその理由

別紙

- * 「意見の要旨及びその理由」記載上の注意
- (1) 400字程度で意見の要旨及びその理由を区分して記載してください。
 - (2) 楷書で、横書きにしてください。

告 示

埼玉県告示第九百六十三号

東松山市から東松山都市計画地区計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県都市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

告 示

埼玉県告示第九百六十四号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成三十年九月四日

埼玉県知事 上 田 清 司

1 購入等件名及び予定数量

「埼玉県議会だより」新聞折り込み及び配布業務委託 2,213,000部×3回

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県議会事務局政策調査課広報担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成30年7月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社埼玉新聞社 埼玉県さいたま市北区吉野町2丁目282番地3

5 落札金額

25,836,332円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成30年5月29日